

## 1年以上引き続き雇用されることが見込まれる

## No.8 チェック!

高年齢継続被保険者  
(第37条の2)

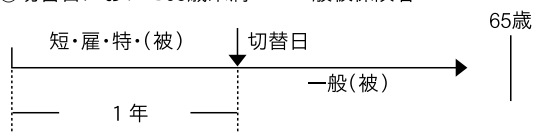
同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者で、かつ、**短期雇用特例被保険者**又は**日雇労働被保険者**以外の者をいう。

## No.9 チェック!

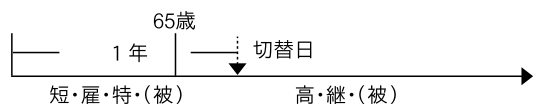
短期雇用  
特例被保険者  
(第38条)

## 【短期雇用特例被保険者】

①切替日において65歳未満 → 一般被保険者



②切替日において65歳以上 → 高年齢継続被保険者  
ただし、雇入れ日は65歳未満



③切替日において65歳以上 → 資格喪失  
ただし、雇入れ日は65歳以上



1. 次のいずれかに該当し、かつ、**日雇労働被保険者**以外の者をいう。

**季節的に雇用される者**

季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入離職する者

**短期の雇用**に就くことを常態とする者

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用

\* 上記 に該当する場合であっても、短時間労働者は短期雇用被保険者にはならない。

2. 同一の事業主に引き続き1年以上雇用された場合

1年以上雇用されるに至った日(切替日)以降は、**短期雇用特例被保険者**ではない。

切替日において65歳未満 一般被保険者

切替日において65歳以上 高年齢継続被保険者

ただし、雇入れ日は65歳未満

切替日において65歳以上 資格喪失